

国立大学法人九州大学教員（年俸制）（無期転換者）就業規則

平成24年度九大就規第35号
施行：平成25年4月1日

（趣旨）

第1条 この規則は、教員（年俸制）（無期転換者）の勤務条件、服務規律その他の就業に関する基本的事項について、国立大学法人九州大学就業通則（平成16年度九大就規第1号。以下「就業通則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において「教員（年俸制）（無期転換者）」とは、教員（年俸制）であった者のうち、就業通則第2条第3項の規定に基づき、無期労働契約に転換した職員をいう。

（退職）

第3条 教員（年俸制）（無期転換者）が次の各号のいずれかに該当する場合は、退職とし、教員（年俸制）（無期転換者）としての身分を失う。

- (1) 自己の都合により退職を願い出て承認された場合
- (2) 就業通則第15条第2項に規定する日に至った場合
- (3) 教員（年俸制）就業規則第6条に定める休職期間が満了し、なお休職事由が消滅しない場合
- (4) 本人が死亡した場合又は行方不明となり家族が同意した場合
- (5) 業務上の事由による傷病の療養給付が傷病補償年金に移行した場合
- (6) その他退職事由が発生した場合

（教員（年俸制）給与規程の準用）

第4条 教員（年俸制）（無期転換者）の給与については、国立大学法人九州大学教員（年俸制）給与規程（平成23年度九大就規第6号）を準用する。この場合において、「教員（年俸制）」とあるのは「教員（年俸制）（無期転換者）」と読み替えるものとする。

（教員（年俸制）就業規則の準用）

第5条 教員（年俸制）（無期転換者）の休職、休職の期間、病気休職の手続、休職中の給与及び教員（年俸制）の意に反する休職の場合については、国立大学法人九州大学教員（年俸制）就業規則（平成23年度九大就規第5号）第5条から第9条までの規定を準用する。この場合において、「教員（年俸制）」とあるのは「教員（年俸制）（無期転換者）」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。